

## 豊丘村 農地賃借料情報

令和3～5年に、農地法第3条の許可及び農業経営基盤強化促進法第18条に基づく公告がなされた農地の賃貸借契約における賃借料の平均額は、以下のとおりです。更新時や新規で契約する際の賃借料の参考にしてください。

区分	地域	賃借料平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	(10aあたり)	(参考)
					データ数	使用貸借(無償)数
水田	下段地域	8,570	12,600	4,000	124	13
	中段地域	8,366	10,100	3,500	29	9
	上段地域	6,967	7,200	6,500	3	11
畑	下段地域	7,731	12,000	2,800	111	19
	中段地域	7,332	13,200	3,000	74	17
	上段地域	6,840	7,400	7,000	7	16
りんご・梨・桃・ぶどう	下段地域	9,633	12,900	9,000	11	0
	中段地域	8,741	14,000	5,000	46	11
	上段地域	5,540	6,000	4,300	15	2
柿	下段地域	8,357	13,900	2,700	67	6
	中段地域	8,491	12,000	3,000	92	16
	上段地域	6,634	11,900	2,800	17	13
梅・栗	下段地域	6,000	6,000	6,000	4	0
	中段地域	6,913	10,000	2,200	13	5
	上段地域	6,000	10,000	4,000	4	4

※上記はあくまで目安の金額です。当事者同士で協議のうえ、決定してください。

※圃場条件に関わらず平均額を算出しています。面積や畦畔の広さ、区画が不整形かどうか等各圃場の条件・状況に合わせて賃借料を決定してください。

※小渋川土地改良区・畑灌組合等の賦課金、井水等水利の負担金は所有者へ請求されます。それらを考慮のうえ、賃借料を決定してください。

※使用貸借分(無償分)、物納、水利権のみを設定したデータは含みません。